

日本貸金業協会のご案内





資金業界の 自主規制機能を担う 日本資金業協会です。

CONTENTS

シンボルマークについて	03	業務内容一覧	08
日本資金業協会の運営方針			
協会概要	04	加入について	17
主要会議体の機能と構成	05		
事務局組織図	06		
協会運営と関係組織・団体等	07		
資金業法について			

● ごあいさつ

日本貸金業協会 会長
倉中 伸



日本貸金業協会は、平成19年12月に貸金業法に基づく自主規制機関として内閣総理大臣の認可により設立され、その事業目的を、「貸金業者の業務の適正な運営を確保し、もって貸金業の健全な発展と資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資すること」(定款第4条)としております。

この目的に沿い設立以来、資金需要者の皆さまが安心してご利用いただける貸金市場の実現を目指し、関係機関との緊密な連携のもと、業界の健全化を力強く推し進めてまいりました。

当協会の主な役割といたしましては、自主規制基本規則等を定め、協会員に法令・諸規則等を遵守させること、監査を実施し違反行為は厳正に処分すること、反社会的勢力排除を徹底すること、国家試験である貸金業務取扱主任者制度の運営全般に関すること、金融ADR制度における指定紛争解決機関として中立・公正な立場から相談・苦情に対応し、紛争解決を支援すること、多重債務問題の再発防止のために貸付自粛制度の運用や生活再建支援カウンセリングを実施すること、貸金業の現状と動向等に関する調査・研究を行い、諸施策を検討することなどあります。

また、当協会は資金需要者等の利益の保護の観点から、金融経済知識の普及・啓発のための講師派遣(出前講座)や教材開発を行ってまいりましたが、こうした取組みを一層戦略的かつ広範に推進するため、令和5年6月には大手協会員4社とともに協働事業体「金融リテラシー向上コンソーシアム」を設立いたしました。「お金でつまずかないための教育」を掲げ、関係機関・団体との連携や新規会員の加入等により活動の輪を広げながら、資金需要者等の金融リテラシー向上及び金融トラブル被害防止に資する取組みを精力的に進めております。

貸金業法では、貸金業を金融市场の重要な担い手として位置付けております。当協会といたしましては、健全な資金の供給により国民経済の発展に貢献し、社会から信頼され、資金需要者の皆さまから安心してご利用いただける貸金市場を実現していくため、すべての貸金業者の皆さまと共に力を合わせ、当協会が担う役割を果たしてまいりたいと考えております。

当協会の活動に引き続きのご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

● 日本貸金業協会のシンボルマークは安心・信頼の目印です。

資金需要者の皆さまが安心してご利用いただけるよう、
貸金業界の自主規制機関としての役割を果たしてまいります。



日本貸金業協会のシンボルマーク

日本貸金業協会のシンボルマークは「譲葉(ゆずりは)」の花言葉“新生”をモチーフに図案化したものです。古い葉から新しい葉に生まれ変わり、上に向かって伸びていく様子を「V」の形で表したもので、「今まで築き上げてきたものを大切にしながら新しく発展していく協会でありたい」という思いをこめています。この協会員の証であるシンボルマークが『安心・信頼の目印』としての役割を果たしています。

● 日本貸金業協会の運営方針

「新しい貸金市場を実現するため
中立・公正な信頼される自主規制機関をめざす」

●基本理念

- 健全な資金の供給により国民経済の発展に貢献する
- 社会から信頼され安心して利用していただける新しい貸金市場をつくる
- 中立・公正な自主規制機関として自立する

●行動指針

- 社会から信頼される新しい貸金市場をつくろう
- 自信と誇りの持てる協会にしよう
- 迅速・丁寧・誠実な応対を心がけよう
- 無駄をなくして効率的な仕事をしよう
- 風通しの良い明るい職場にしよう

● 協会概要

名 称 日本貸金業協会（英文名：Japan Financial Services Association）
設 立 日 平成19年12月19日
所 在 地 〒108-0074 東京都港区高輪三丁目19番15号 二葉高輪ビル2F・3F
電 話 番 号 03-5739-3011(代表)
相談・紛争解決窓口 0570-051-051
ホ ー ム ペ ー ジ <https://www.j-fsa.or.jp>
国の指定及び認定等 指定試験機関
平成21年6月18日付で、貸金業法第24条の8第1項の規定に基づく貸金業務取扱主任者資格試験の実施に関する事務を行う「指定試験機関」として内閣総理大臣の指定を受けました。
認定個人情報保護団体
平成22年3月31日付で、個人情報の保護に関する法律第47条第1項の規定に基づく「認定個人情報保護団体」として金融庁長官から認定を受けました。
指定紛争解決機関
平成22年9月15日付で、貸金業法第41条の39第1項の規定に基づく「指定紛争解決機関」として金融庁長官から指定を受けました。
登録講習機関
貸金業法第24条の36第1項の規定に基づく「登録講習機関（有効期間3年）」として金融庁長官の登録を受けています。
(初回登録日平成22年9月30日、以降都度更新)

役 員 体 制 令和6年6月12日現在

公益理事	副会長(自主規制会議議長)	家森 信善 垣内 秀介 田島 優子 増田 悅子 宮野谷 篤	神戸大学経済経営研究所 教授 東京大学大学院 法学政治学研究科 教授 弁護士 公益社団法人全国消費生活相談員協会 理事長 株式会社NTTデータ経営研究所 取締役会長
会員理事	副会長(貸金戦略会議議長) 副会長(総務委員会委員長)	木下 盛好 河野 雅明 青山 照久 片岡 龍郎 金子 良平 角田 典彦	アコム株式会社 代表取締役会長 株式会社オリエントコーポレーション 取締役会長 株式会社セゾンファンデックス 代表取締役会長 東光商事株式会社 代表取締役会長兼社長 SMBCコンシーマーファイナンス株式会社 取締役会長 三菱UFJニコス株式会社 代表取締役社長
常任理事	会長 副会長	倉中 伸 三浦 雅樹	
会員監事		内田 隆司 岡本 強	新生商事株式会社 代表取締役 栄光商事株式会社 代表取締役社長
常任監事		長谷川 潤	

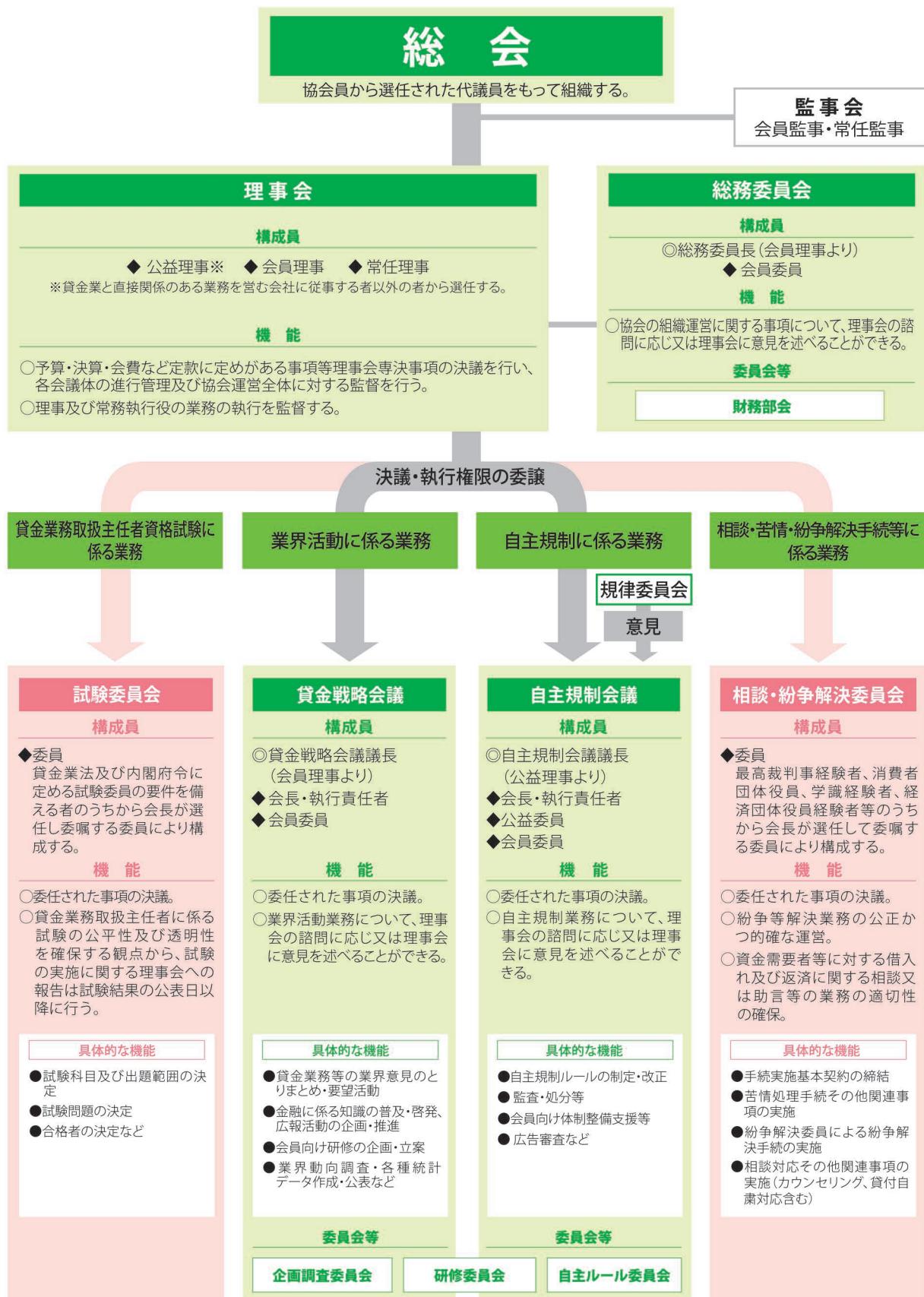
— 幅広い業態の貸金業者が加入されています —

- 消費者向無担保貸金業者
- 消費者向有担保貸金業者
- 消費者向住宅向貸金業者
- 事業者向貸金業者
- 手形割引業者
- クレジットカード会社
- 信販会社
- 流通・メーカー系会社
- 建設・不動産業者
- 質屋
- リース会社
- 日賦貸金業者
- 非営利特例対象法人



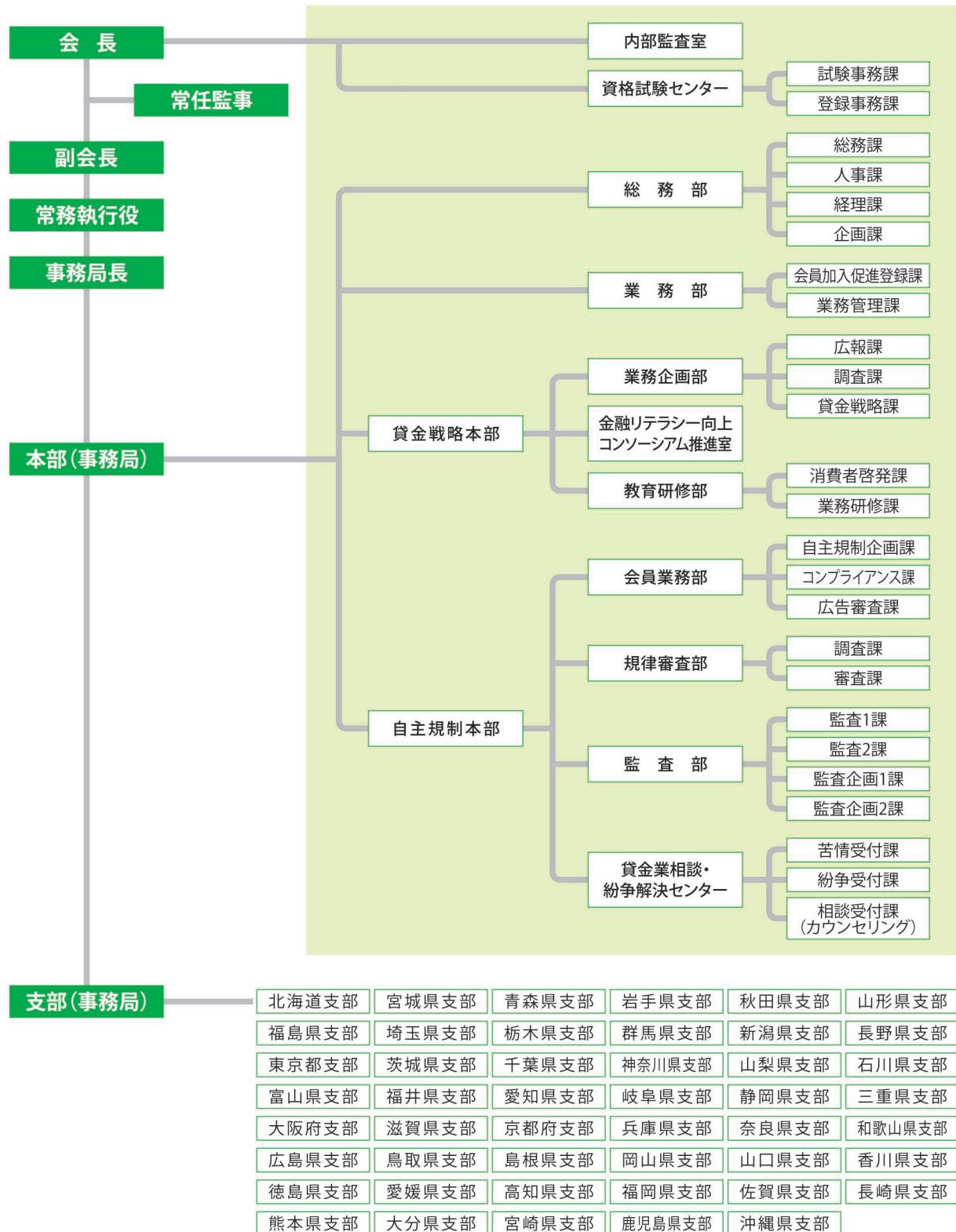
● 主要会議体の機能と構成

令和6年6月12日現在



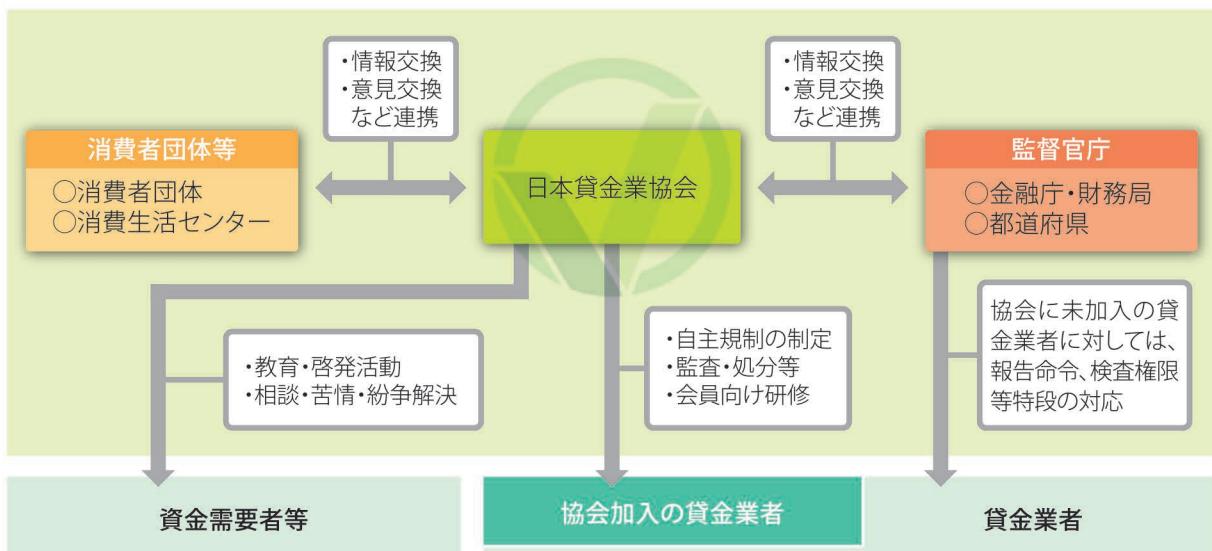
● 事務局組織図(本部・支部)

令和6年7月1日現在



● 関係官庁・団体等と連携を図り貸金業者への適切な指導・育成、資金需要者等への教育・啓発活動を行う体制を構築しています。

協会運営と関係組織・団体等



● 貸金業法について

貸金業法は、多重債務者問題を解決すると共に、貸金業者の業務を適正化することで資金需要者の皆さまが安心して利用することができる貸金市場を作るため従来の「貸金業規制法」が抜本的に改正され、平成18年12月20日に公布、平成22年6月18日に完全施行されました。

▼貸金業法の主なポイント

●総量規制の導入

過度な借り入れから資金需要者の皆さまを守るために、年収などを基準に、その3分の1を超える貸付けが原則禁止されています(総量規制)。

ただし、総量規制になじまない貸付け(「除外貸付け」)や、顧客の利益の保護に支障を生ずることがない貸付け(「例外貸付け」)については、たとえ、年収の3分の1を超えていても返済能力があると認められれば、貸金業者から借り入れすることができます。

●収入を証明する書類の提出義務

個人が借り入れしようとする場合において、①ある貸金業者から50万円を超えて借りれる場合、②他の貸金業者からの借り入れも合わせて合計100万円を超えて借りれる場合、のどちらかに当てはまる、「収入を証明する書類」の提出が必要です。

●指定信用情報機関制度の創設

貸金業者が個々の借り手のリスクを精緻に把握し、借り手の返済能力を超える貸付けを防止するために指定信用情報機関制度が設けられ、貸金業者が個々の借り手の総借入残高を把握できる仕組みが整備されています。貸金業者は、個人顧客と貸付けの契約を締結した際は、氏名や貸付けた金額など、貸付けに関する情報(「個人信用情報」)を指定信用情報機関に提供しなければならないことになっています。

●上限金利の引き下げ

資金需要者の皆さまの金利負担の軽減を図るため、上限金利が引き下げられました。上限金利は、借入金額に応じて年15%～20%となっています。

日本貸金業協会の業務内容



協会員の法令等 遵守態勢整備の支援



貸金業法の規定等を踏まえ、自主規制機関としてより厳しい自主規制基本規則を定めると共に、社内規則作成支援や各種問合せ対応、さらには業務用書式等や業務支援コンテンツ、「反社会的勢力に係る情報」の提供等、協会員の法令等遵守態勢整備の支援・指導を行い、また協会員が出稿する広告について、事前の審査と改善指導を行っています。

■ 社内規則の作成支援・指導

「自主規制基本規則」第11条に則した社内態勢整備の確立を図るべく、関係法令や監督指針等に対応した協会員の社内規則について適時点検し個別に指導を実施しています。

また、業容規模に応じた規程記載例を策定し、協会員の実情に応じた支援、指導を行うと共に、新規に協会に加入を予定している事業者の社内規則策定の支援も行っています。

■ 実務に関する業務上の問題解決支援

1.協会員からの業務上の各種問合せへの対応

協会員からの、法令等に照らした実務相談や問合せ等に対応しており、問合せ内容については、FAQ等として協会ホームページの協会員専用サイトや機関紙(JFSA NEWS)等を通じて情報提供しています。

2.業務用書式及び法定交付書類等のひな型の提供等

協会員の業務支援として、貸金業法において交付等が義務付けられている書類を業務用書式として販売しているほか、交付、掲示、備付などが規定されている法定交付書類等を協会ホームページの協会員専用サイトにおいて提供しています。

3.業務支援コンテンツの提供

協会員に対して、法令等に照らした業務の適切性、適正性の確保を目的とし、協会ホームページの協会員専用サイト内において業務支援コンテンツを提供しています。

過去に機関紙(JFSA NEWS)にて掲載した「貸金業務に関する質問と回答」をまとめて検索できるシステムや、過去に実施したパブリックコメントの掲載など、貸金業者の業務を支援する各種コンテンツを提供しています。

4.反社会的勢力に係る情報の提供

自主規制基本規則等において反社会的勢力による被害防止に関する社内規則策定を求めると共に、「特定情報照会サービス」として反社会的勢力に係る情報を指定信用情報機関である株式会社日本信用情報機構(JICC)に業務委託をし、希望する協会員に提供しています。また、既存債権等の適切な事後検証態勢の支援として「特定情報フィードバックサービス」の提供を実施しています。

■ 広告出稿事前審査と広告適正化の取組み

「自主規制基本規則」に基づき、個人向け無担保無保証貸付けを対象とした「テレビCM」「新聞広告」「雑誌広告」「電話帳広告」における事前の出稿審査を実施しています。

さらに、広告出稿審査対象の広告及びインターネット広告について、モニタリング調査に基づく指導を行っています。

また、日本民間放送連盟やJARO(日本広告審査機構)等広告関係団体及び、登録行政庁等と情報連携を図りながら、貸金業者の広告が適正に出稿されるための取組みを行っています。

承認された広告のうち、全一段相当サイズより大きい広告には、協会員の証であるシンボルマーク「安心・信頼の目印」が、表示できます。

「安心・信頼の目印」

 日本貸金業協会会員

監査の実施



協会員が資金需要者等の皆さまからの信頼を確保するために
法令・自主規制基本規則等の遵守状況及び内部管理態勢について監査を実施しています。

監査の種類と実施状況

1.監査の種類

一般監査	書類監査	本協会から協会員に提出を求めた報告書等に基づいて行う監査	特別監査 (必要に応じて実施)	フォローアップ監査	協会の監査において改善報告等を求める協会員に対して行う監査
	実地監査	協会員の主たる営業所及び従たる営業所等に訪問して行う監査		機動的監査	監督官庁等からの要請があった協会員に対して実態の調査を行なう監査

・業務全般について点検を行うもの

・特定の項目について点検を行うもの

2.実施状況

(1)監査計画

- ・その年度の監査に関してあらかじめ監査計画を作成し、協会員に通知します。
- ・監査方針や監査の重点事項などを定めています。

(2)書類監査

- ・法令等遵守状況や内部管理態勢の整備状況に関する回答を書面で求め、これを点検・評価することにより監査を実施します。
- ・書類監査は、既存協会員については貸金業登録の満了日を基準に1協会員あたり3年に1回の頻度で実施しています。なお、新規加入協会員は加入後に実施しています。

(3)実地監査

- ・協会員の営業所に訪問し、契約書や業務帳票の現物点検、経営者や役職員へのヒアリングなどを行うことにより法令等遵守状況などを検証します。
- ・協会員との双方向の対話を通じ、問題点の共有に努め、速やかな改善を求める「指導的な監査」を基本としています。

監督官庁との連携

本協会は、適切かつ効率的な監査を行う観点から監督官庁と密接な連携を図っています。具体的には、①監査手法及び監査上の留意点、②監査の結果及びその改善状況などについて意見交換等を行っています。

監査ガイドライン

自主規制機能の一つとして実施している監査の具体的な内容を協会員や資金需要者の皆さまに知っていただくことは、協会監査の透明性を高めるとともに貸金業界の信頼性向上に資するものと考え「監査ガイドライン」として公表しています。

協会員の方々が、内部検証等に利用していただければと考えています。なお、この監査ガイドラインは本協会のホームページに掲載しています。

1.構成

I 監査の基本事項	1.使命及び目的 2.監査の種類 3.基本原則 4.監査員の心得 5.監査関連情報の管理 6.監督当局等との連携	III 書類監査報告書等(実施及び改善ツール)	A.書類監査報告書 B.法令等資料集
II 監査の実施手続き	1.監査計画の策定等 2.書類監査の標準的実施手続き 3.実地監査の標準的実施手続き	IV 実地監査マニュアル(実地監査の手引書)	A.事業概要 B.検証基準 C.評価調書 別冊チェックリスト(主な着眼点)

2.閲覧方法

「ホームページ」(TOP) → 「協会について」→ 「業務内容」→ 「監査ガイドライン」
(<https://www.j-fsa.or.jp/association/business/guideline.php>)

規律審査



協会員の法令等違反について審査を行い、法令等遵守態勢構築のために必要な処分等の措置について決定し、それに基づく指導等の実施により再発防止に努めています。

法令等違反への対処と再発防止

1. 法令等違反に係る届出

本協会は定款に基づき、協会員に対して、法令等に違反する行為があったことを認識したときは、本協会に「法令等違反に係る届出書」を提出することを求めています。

2. 法令等違反事案に係る措置

「法令等違反に係る届出書」については、違反事案の内容とともに発生原因や是正改善状況、再発防止策等の記載を求めており、届出のあった事案については、本協会の公益理事及び弁護士等で構成される規律委員会において1事案ごとに審議を行ったうえ、「自主規制会議」あるいは「理事会」を経て処分等の措置が決定されます。

措置内容は、過去の措置との公平性や是正改善状況等を勘案して決定されます。なお、定款に基づく処分に際しては、協会員に弁明の機会を与えることとしています。

3. 再発防止への対応

「法令等違反に係る届出書」の提出のあった協会員については、届出事案や措置内容に応じて個別に改善指導等を行うとともに、届出事案を該当条項別に集計して協会のホームページ等で周知するなど、再発防止に向けた注意喚起を行っています。



相談対応・苦情処理・紛争解決



貸金業界の指定紛争解決機関(金融ADR)として、相談対応・苦情処理・紛争解決など中立公正な立場から支援します。

| 相談対応

一般相談

資金需要者等から、「登録業者が確認したい」「契約内容に不明な点がある」「ヤミ金業者か教えてほしい」などの相談を受け、適切な助言を行います。

債務相談

「借金を抱え返済に困っている」「借金の整理をしたい」といった相談には、債務状況や返済能力等を把握した上で、必要な助言や、情報提供などを行います。

生活再建支援カウンセリング

「借金は整理できたが、今後の生活が不安」「依存症(ギャンブルや買い物癖等)が克服できない」「家計管理ができない」といった相談には、再発防止を目的とした生活再建支援カウンセリングなどを行っています。

*協会ホームページ(www.j-fsa.or.jp)の「家計の見直し」
をご活用ください。

貸付自肃制度

資金需要者本人が、自らに浪費の習癖があることその他の理由により、自らを自肅対象者とする旨又は親族のうちの一定の範囲の者が、金銭貸付による債務者を自肅対象者とする旨を本協会に対して申告することにより、本協会がこれに対応する情報を個人信用情報機関に登録し、一定期間、当該個人信用情報機関の会員に対して提供する制度です。登録手数料等の費用はかかりません。

| 苦情处理

貸金業等のトラブルに関して、契約者等(申立人)から貸金業者(相手方)に対する不満足の表明があった場合は、苦情としてこれを受付します。なお、貸金業者が協会員並びに加入貸金業者以外の場合は協力の要請を行います。

紛爭解決

契約者等と貸金業者との間の紛争につき、指定紛争解決機関である本協会の紛争解決委員（弁護士）が、中立公正の立場で両当事者の交渉を仲介し、和解案を提示して和解による解決を図る制度です。

| 講師派遣

協会員向けに「カウンセリング的手法を活用した顧客対応」を提案し、個社の要請により、お客様相談や債権管理業務などに従事する社員の皆さんを受講者とする社内研修会に講師を派遣しています。

また、行政や消費生活センター及び社会福祉協議会など、資金需要者等からの相談に携わる機関や団体が主催する相談員向けの研修会にも講師を派遣しています。

賃金業相談・紛争解決ヤンターリーフレット

研修の実施



多様な協会員のニーズに適切に対応しつつ、時宜にかなった研修を提供することにより、貸金業に携わる者の質的充実を図り、もって資金需要者からの信頼を高め、業界の健全な発展を促進しています。

研修会

貸金実務に影響する法令等の制定・改正等の関連情報を迅速に提供する「コンプライアンス研修会」と、協会員のニーズに即した情報を提供する「テーマ別研修会」を開催しています。

●講義のテーマ

- ・「マネロン・テロ資金供与対策に関する研修会
～態勢整備期限に向けた直前総仕上げ～」
- ・「これからの時代に不可欠な「人的資本経営」とは何か」
- ・「9つのトレンドから2023年の貸金業を展望」
- ・「改正個人情報保護法の実務対応」ほか



動画配信

弁護士や有識者の講義をオンデマンド配信するサービス（「JFSAオンデマンド研修」）を協会員に無料で提供しています。配信している動画は、協会が独自に企画・制作したもので、法令改正に関するものや、質の高い企業活動を継続するために必要な情報など、企業経営に役立つ講義をラインナップ。協会員はいつでも好きな時間に何回でも視聴できます。

●講義のテーマ

- ・「個人情報取扱事業者が講すべき安全管理措置～求められる措置と具体的な対応手法を学ぶ～」(40分)
- ・「マネロン・テロ資金供与対策～テロ資金供与・拡散金融対策を中心に据え～」(71分)
- ・「所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直し～令和5年4月から順次施行～」(45分)
- ・「事業承継の概要とその進め方」(40分)ほか

e ラーニング

貸金実務を適正に行うにあたって習得が必要な法令等を学習する e ラーニング研修サービス「どこでもJFSAスタディ」を協会員に無料で提供しています。電子版の専用テキストと学習の理解度を測定する理解度テストで構成し、受講期間は3か月間。社員に対する研修ツールとして多くの協会員に利用されています。

●講座のラインナップ

- ・基礎講座／貸金業の基礎実務
- ・重点講座／コンプライアンス編・貸付業務編・債権管理業務編
- ・個別講座／個人情報の保護と利用・犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認の実施など

広報・啓発・調査研究



広報活動や金融経済知識の普及・啓発、調査研究等を行い、資金需要者等の利益の保護と、貸金業の健全な発展に貢献します。

■ 広報活動

当協会の活動や貸金業界の健全化状況、貸金業が国民経済に果たす役割などを広報し、業界の社会的評価の向上と協会の認知度向上を図っています。

● 主な広報活動

- ・報道対応(取材対応、記者会見の開催等)
- ・ニュースリリースの配信
- ・広報誌「JFSA」の刊行
- ・協会員向け機関紙「JFSA NEWS」の刊行
- ・広報資料の作成
- ・協会ホームページを通じた情報発信
- ・協会公式XやYouTubeを通じた情報発信

■ 貸金業の現状に関する調査研究

貸金業が国民経済に果たす役割を踏まえ、その現状と動向などについて、自主規制機関として中立公正な視点での調査・研究を実施し、「資金需要者等の利益の保護」と「貸金業の健全な発展」を目的とした諸施策の検討などを行います。

● 令和5年度の主な調査報告

- ・月次実態調査
- ・資金需要者等の借入意識や借入行動等に関する調査結果
- ・貸金業者の経営実態等に関する調査結果

■ 消費者への金融リテラシー普及活動

家計管理や多重債務問題、ローン・クレジットの仕組み、ヤミ金融・詐欺・悪質業者による被害の事例と防止策、困ったときの相談先などの他、依頼者の要望に応じたプログラムで出前講座を実施しています。

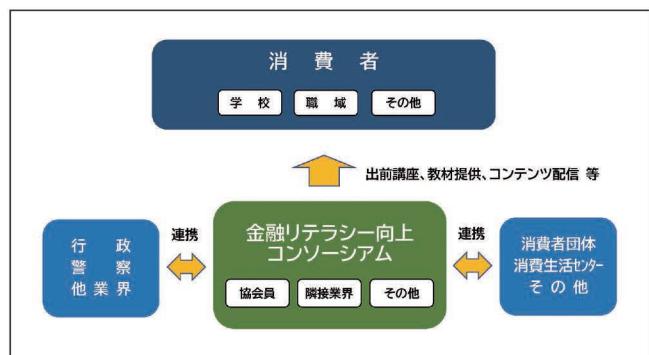
また、若年層の金融トラブル防止のため、注意喚起のショート動画をTikTokやYouTubeなどのSNSを活用して配信するなど、さまざまな啓発活動を展開しています。



金融トラブル防止のための
Q&A BOOK

■ 金融リテラシー向上コンソーシアム

当協会は令和5年6月、大手協会員4社とともに協働事業体「金融リテラシー向上コンソーシアム」を設立しました。「お金でつまずかないための教育」を掲げ、関係機関・団体との連携や新規会員の加入等により活動の輪を広げながら、資金需要者等の金融リテラシー向上及び金融トラブル被害防止に資する取組みを進めています。



「金融リテラシー向上コンソーシアム」活動概要図

行政協力事務

～貸金業に関する行政窓口の役割～



協会は貸金業者が登録先の行政に提出する届出書等の受け付けを行う等、貸金業に関する行政窓口の役割を担っています。

【貸金業に関する行政窓口】

協会では貸金業法第41条の8に基づき、財務局や47都道府県と協定を締結し、貸金業に関する登録申請や届出に関する受け付けを行い、貸金業者に法令上求められている届出が適切になされるよう行政に協力（「行政協力事務」といいます。）しています。

協会員に対しては、協会ホームページの中に協会員専用サイトを設け、その中で、届出書等の様式のダウンロードサービスを行うとともに担当者がより簡単に作成できるよう、手引書や記入例等を掲載し、事務負担の軽減を図っています。

ダウンロードサービスを行っている届出書等の様式

- 1 貸金業者登録申請書・届出書用紙
- 2 事業報告書
- 3 業務報告書

登録(更新)申請書の記入例

計算式が設定されたエクセルシートを用意しており、コメントに従って入力するだけで正確な書類が作成できます。

登録申込書

届出書等

事業報告書

業務報告書

貸金業務取扱主任者業務 資格試験・登録講習・主任者登録



日本貸金業協会は、貸金業務取扱主任者に係る
資格試験、登録講習、主任者登録を実施しています。

【貸金業務取扱主任者制度とは】

平成15年8月に創設された貸金業務取扱主任者の制度は、改正貸金業法が完全施行された平成22年6月から、国家資格である貸金業務取扱主任者の資格試験に合格し登録を完了した貸金業務取扱主任者を、法令で定める数、貸金業者の営業所または事務所ごとに配置し、他の従事者に対する助言・指導等を通じて、貸金業者の法令遵守の徹底を図る制度へと改正されました。また、貸金業者は、貸金業務取扱主任者がこうした助言や指導の職務を適切に遂行できるよう必要な配慮をしなければならないことが定められています。

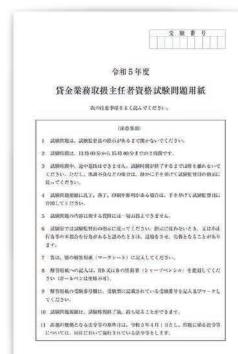
【貸金業務取扱主任者 資格試験】

資格試験は、貸金業法第24条の8の規定に基づき内閣総理大臣の指定を受けた指定試験機関として毎年11月に全国17の試験地で開催しています。

平成21年度から令和5年度までに合計18回実施しました。

※過去の試験結果(出題問題・正答含む。)は協会ホームページに掲載しています。

また、受験者が自身の受験結果の詳細について、ネット経由で無料で開示請求できるサービスを実施しています。



【登録講習】

登録講習は、貸金業法第24条の25第2項の規定に基づき行われるもので、同法第24条の36の登録を受けた当協会が唯一の登録講習機関として実施しています。

資格試験に合格した方が主任者登録を受けようとするときは、合格した日から1年以内の場合を除き、登録申請の日前6か月以内に行われる登録講習を受講しなければなりません。また、主任者登録は3年ごとに更新を受ける必要があり、登録の更新には登録講習の受講が義務化されています。

主任者活動支援のため、令和元年度に「貸金業務取扱主任者Library」として電子書籍の提供を開始し、令和2年度から非対面型のeラーニング講習を実施しています。

※令和6年3月末現在の実施状況 修了者数(累計)100,793人



【主任者登録】

主任者登録に関する事務は、貸金業法第24条の33の規定に基づき金融庁長官の委任を受けた当協会が行っています。貸金業務取扱主任者になるためには、資格試験に合格し、主任者登録の申請を行う必要があります。登録申請の受理から登録完了まで一定の期間を要するため、手続に関する注意喚起を行っています。

また、登録が完了した主任者に対し、マイページから各種変更手続ができるサービスを提供しています。

※令和6年3月末現在の登録済主任者数28,244人



貸金業の健全化と発展に向けて 未加入業者に協会加入を勧めています

日本貸金業協会は、資金需要者等に安心してご利用いただける貸金業界を目指し、協会未加入の貸金業者に対して協会加入を勧めています。貸金業者が法令の求める法令遵守態勢を独自に整備していくことは、専門的知識が必要な上、時間と労力も要し決して容易なことではありません。未加入業者においては協会の業務支援を受け、早期に必要な法令遵守態勢を整備することが望まれます。

すべての貸金業者が協会に加入し、自主規制機能を発揮し、法令遵守態勢が確立されることで貸金業の健全な発展と資金需要者等の利益の保護が図られることが社会的に期待されています。

協会のシンボルマークが業界の安心と信頼の目印として広く社会に認知されるように様々な事業活動を行って参ります。ぜひ協会への入会をご検討ください。

これから貸金業登録をされる方等へ
支援制度を設けています。

支援制度のご案内

協会は貸金業を新たに始めるため貸金業の登録申請を行うことを考えている方や、登録の更新申請を行おうとしている協会未加入の貸金業者に対して、法令に則った登録申請手続きが円滑にできるよう、協会加入を前提とした支援制度を設けています。

支援 内容

- ①社内規則作成の相談・支援（規程記載例の提供）
- ②登録申請書類の作成に関する支援

支援制度や協会加入に関する
窓口を設けています。

支援制度・加入申請に関する窓口

問合せ・連絡先

〒108-0074 東京都港区高輪三丁目19番15号 二葉高輪ビル3F

日本貸金業協会 業務部 会員加入促進登録課

TEL.03-5739-3012 FAX.03-5739-3026

受付時間 9:30～17:30(土・日・祝休日・年末年始を除く)

日本貸金業協会ホームページ

<https://www.j-fsa.or.jp>

「入会のご案内」から加入申請書類をダウンロードできます。

協会では加入をより一層魅力的なものとするため、 協会員サービスの充実に積極的に取り組んでいます。

協会員に対して提供しているサービス・支援

項目	内容
コンプライアンス態勢整備の支援 <関連ページ P9>	<p>①関係法令や監督指針等に対応した社内規則の作成に係る支援・点検・指導を受けることができます。</p> <p>②法令等に照らし合わせた実務上の各種相談や、行政等からの各種情報を受けることができます。</p> <p>③資金業法において交付・掲示・備付けなどが求められる業務用書式等の購入ができるほか、協会員専用サイトにおいてひな形等も入手することができます。</p>
特定情報照会サービスの提供 <関連ページ P9>	<p>①反社会的勢力による被害の防止態勢整備の支援として、協会が指定信用情報機関である株式会社日本信用情報機構に業務委託し、反社情報の照会を可能とする「特定情報照会サービス」の提供を受けることができます。</p>
広告審査による支援・指導 <関連ページ P9>	<p>①個人向け無担保無保証の貸付に関する広告（新聞、雑誌、電話帳、テレビCM）を掲載する場合、協会の事前審査による支援・指導を受けることができます。</p> <p>②自社の広告に、安心・信頼の目印である「協会シンボルマーク」が使用できます。</p>
監査による指導・支援 <関連ページ P10>	<p>①法令等遵守状況及び内部管理態勢に関する協会員への書類監査・実地監査を通じて、資金需要者等からの信頼を確保するためのきめ細やかな業務上の指導及び支援を受けることができます。</p>
法令諸規則の研修支援 <関連ページ P13>	<p>①資金実務に影響する法令等の制定・改正等の情報を提供する「コンプライアンス研修会」や、協会員のニーズに即した情報を提供する「テーマ別研修会」を無料で受講することができます。</p> <p>②弁護士や有識者の講義をオンデマンド配信するサービス（「JFSAオンデマンド研修」）を無料で利用することができます。</p> <p>③資金実務を適正に行うにあたって習得が必要な法令等を学習するeラーニング研修サービス「どこでもJFSAスタディ」を無料で利用することができます。</p>
業界・業務関連情報の提供 <関連ページ P14>	<p>①協会の機関誌「JFSA NEWS」を毎月、「広報誌JFSA」を年2回刊行し、法令等改正に伴う業務上の留意点など業務に有用な情報や、協会活動状況、行政・消費者団体等各方面からの意見など、最新の業界情報を知ることができます。</p> <p>②「JFSA NEWS」は、協会員専用サイトでバックナンバーをいつでも閲覧できます。</p> <p>③資金業法をはじめとする資金業関連の主要な法令等を1冊に収録した「資金業関連法令集」が特別価格で購入できます。</p>
行政に提出する書類の事前確認 <関連ページ P15>	<p>①協会では、各都道府県支部において、資金業者が登録行政庁に対して提出する登録申請書、変更届出、開始等の届出、事業報告書・業務報告書などの協会員を中心とした受付に関する委託事務において、申請書等の事前確認、不備の補正等を行っております。</p>
協会員専用サイトの利用 <関連ページ P9, 15>	<p>①ID・パスワードにより協会員だけが閲覧可能な「協会員専用サイト」を利用することができます。</p> <p>②行政に提出する申請書・届出書・報告書等の様式や記載例等の手引きがダウンロードできます。</p> <p>③「資金業務に関する質問と回答」など、実務に必要な情報を取得できる各種業務支援コンテンツを提供しています。</p>
指定紛争解決機関の負担金免除 <関連ページ P12>	<p>①資金業者は指定紛争解決機関（金融ADR）との契約締結が法律上義務付けられ、これに伴い年額10万円の負担金が必要となっていますが、協会員になるとこの負担金の免除を受けることができます。</p>



日本貸金業協会
Japan Financial Services Association

<https://www.j-fsa.or.jp>



〒108-0074
東京都港区高輪三丁目19番15号
二葉高輪ビル



「若年者の金融トラブル
防止のために」ページ



本 部：総 務 部（協会の総務・人事・経理、ホームページID・パスワードに関する事）…………… TEL.03-5739-3011
(事業計画・立案、予算管理、部門間調整に関する事)…………… TEL.03-5739-3011
業 務 部（協会加入・退会、会費、支部運営に関する事）…………… TEL.03-5739-3012
業 務 企 画 部（調査研究、広報、建議要望、マスコミ対応に関する事）…………… TEL.03-5739-3013
金融リテラシー向上（金融リテラシー向上コンソーシアムの推進支援に関する事）…………… TEL.03-5739-3016
コンソーシアム推進室
教 育 研 修 部（消費者啓発、金融経済教育、業務研修に関する事）…………… TEL.03-5739-3018
会 員 業 務 部（自主規制、業務に関する相談）…………… TEL.03-5739-3014
(広告審査に関する事)…………… TEL.03-5739-3254
(利用協会員に対する特定情報等の提供に関する事)…………… TEL.03-5739-3017
規 律 審 査 部（法令等違反の届出に関する事）…………… TEL.03-5739-3034
監 査 部（協会員の監査に関する事）…………… TEL.03-5739-3015
貸金業相談・紛争解決センター（消費者等からの相談・苦情・紛争解決に関する事）…………… TEL.03-5739-3861

支 部：（貸金業登録の申請、届出、その他の受付代行業務・業務用書式の販売に関する事）
※各支部の住所、電話番号については協会ホームページまたは上記「総務部」までお問合せください。また、業務内容を一部変更している支部もございますので、詳細は支部に直接お問合せください。

資格試験に関するお問合せ窓口…………… TEL.03-5739-3867
9時30分～12時 13時～17時30分
主任者登録に関するお問合せ窓口…………… TEL.03-5739-3330
(土・日・祝日、年末年始を除く)
登録講習に関するお問合せ窓口…………… TEL.03-6450-3023

■相談・苦情・紛争解決窓口

0570-051-051

中立公正な立場から解決を支援します。

受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

日本貸金業協会 ソーシャルメディアアカウント



X (旧Twitter)
日本貸金業協会
(@JFSA_official)



YouTube
【公式】JFSAチャンネル
(@jfsa6929)

